

平成28年 第1回定例会 意見案一覧

整理 番号	意見案	発議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
2	「北海道観光振興特別措置法」の早期制定を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
3	一般貸切旅客自動車運送事業等の安全確保の徹底を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
4	ヘイトスピーチ等への対策を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
5	医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書	保健福祉	○	○	○	○	○
6	子ども・子育て支援新制度に対する意見書	少子・高齢社会	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主党・道民連合)、結(結志の会)、公(公明党)、共(日本共産党)

朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

我が国は、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）に対し、累次にわたり、関連の国連安保理決議の完全な遵守を求め、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行動を行わないよう、繰り返し強く求めてきた。

このような中、先般、北朝鮮が国際社会の制止を無視して、水素爆弾と主張する4回目の核実験を行い、その後、事実上の長距離弾道ミサイルの発射を強行し、また、これに続き短距離ミサイルや中距離弾道ミサイルを日本海へ向け発射したことは、我が国に対する直接的かつ重大な脅威であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして、断じて容認できない。

これを受け、我が国は、今回、一昨年の日朝合意（以下、「ストックホルム合意」という。）の際に緩和した制裁を再開するとともに、新たに、送金の原則禁止や北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の日本入港禁止等の内容を盛り込む独自の制裁措置を決定したところであるが、北朝鮮は、ストックホルム合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者に関する再調査の全面的中止と特別調査委員会の解体を一方向的に表明した。

これまでも、北朝鮮による包括的調査には、何ら進展が見られなかったところであるが、一刻も早い拉致被害者全員の帰国を実現させるためには、我が国独自の制裁措置が具体的な成果へつながるよう、米韓を初めとする関係各国との強固な連携のもと、速やかに実行に移すなど、厳しい態度をもって臨まなければならない。

よって、国においては、平成20年以来開催されていない六者会合の再開を目指すなど、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、国連を中心とする多国間との協議の状況なども踏まえながら、「対話と圧力」、「行動対行動」という一貫した方針のもと、制裁強化等の手段を講じて、日本人拉致問題の完全解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

「北海道観光振興特別措置法」の早期制定を求める意見書

我が国では、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される平成32年に向けて、訪日外国人旅行者数2000万人の達成を目指す目標を掲げ、官民一丸となった取り組みを行った結果、平成24年に836万人であった外国人旅行者数は、一昨年には、約1341万人まで急増し、昨年も、毎月のように単月での過去最高を更新するなど、目標達成の実現が視野に入ってきた状況にある。

このような中、国は、昨年6月、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を決定し、平成32年の2000万人を通過点として、その先には3000万人が訪れるような、世界に誇る魅力あふれる国づくりを目指すとしたところである。

一方、本道の観光振興策としては、国主導による開拓の歴史や独自の文化的所産を有するアイヌの人々が居住するなど、本道の置かれた特殊な諸事情があることに鑑み、経済的基盤の確立を目的として、これまでに3度、課税特例措置の創設などを内容とする「北海道観光振興特別措置法」の法律案が、衆議院議員により国会に提出されてきたところであるが、いずれも審議未了・廃案となっている。

本道は、平成26年度、外国人来道者数が154万人に達し、特に、ここ数年、雄大な自然や豊かな食などに関心を寄せるアジア地域からの観光客が大きく増加している。本道における観光振興策の強化は、これらの成長著しいアジア地域の旺盛なインバウンドをさらに取り込む大きな原動力となるものであり、ひいては、国が目標とする年間3000万人の達成にも大きく寄与するものと考えられる。

よって、国においては、本道のリーディング産業である観光産業の振興が地域活性化の大きな柱であることなども踏まえ、財政上、税制上の特別措置等を盛り込んだ「北海道観光振興特別措置法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
地方創生担当大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

一般貸切旅客自動車運送事業等の安全確保の徹底を求める意見書

本年1月、長野県軽井沢町において、乗客乗員15人が死亡し、26人が重軽傷となる悲惨なスキーツアーバス事故が発生した。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は、国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものへの社会的信頼を大きく失墜させるものである。

こうした中、国土交通省の特別監査などを通じて、事故を起こしたバス会社では、事故発生前に実施した監査や処分では是正を指示されていたにもかかわらず、安全管理上の問題が再度確認されたことや、バス会社と旅行会社との間で、国が定める運賃下限を大きく下回る金額で契約していた事実等も明らかとなったところであり、安全対策及び事故防止の徹底を図るためには、このたびの事故原因の徹底究明とともに、一般貸切旅客自動車運送事業等における構造的な問題も含めた抜本的対策の検討がなされなければならない。

よって、国においては、関係省庁の緊密な連携のもと、法令遵守のための指導監督等を徹底するとともに、二度とこのような事故が繰り返されることのないよう、現在、国土交通省の事故対策検討委員会において検討を進めている貸切バス事業者の規制緩和による大幅な増加、監査実施体制などについての総合的な対策を踏まえ、実施可能なものは速やかに実行に移すとともに、徹底的な再発防止策を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

ヘイトスピーチ等への対策を求める意見書

国連人種差別撤廃委員会は、一昨年、日本政府に対し、いわゆるヘイトスピーチの広がりや、デモ・集会やインターネットを含むメディアによる人種差別的暴力と扇動の広がり懸念を示すとともに、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の締約国である我が国に対し、このような差別的言動への適切な措置をとるべきとの勧告を行った。

言うまでもなく、人種、皮膚の色、世系または民族的もしくは種族的出身の違いを理由として、その属性を有する集団や個人に対し、差別、憎悪、暴力を扇動し、または侮辱する行為は決して許されるものではなく、条約締約国である我が国は、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策や人種間の理解を促進する政策を遅滞なく行う基本的義務を有する。

近年、我が国を訪れる外国人観光客は著しく増加し、昨年は、訪日外国人が年間1900万人を超え、また、2020年には、東京オリンピック・パラリンピックも開催される。

我が国では、これまでも外国人に対する差別や偏見をなくす啓発活動等に取り組んできたところであるが、このような国内外の情勢を踏まえ、国際社会における我が国の信頼を損なうことのないよう、適切な措置を講ずる必要がある。

よって、国においては、表現の自由や言論の自由に十分に配慮しつつも、人種差別の解消に向けた基本法等の整備を含む実効性のある対策を早急に実施するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣 } 各通

北海道議会議長 遠藤 連

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

社会保険診療に係る消費税は、現在非課税とされているが、医療機関等が診療を行うために仕入れる医薬品等に係る消費税は控除対象外とされ、これまでに社会保険診療報酬へ消費税相当額分の上乗せ措置が行われてきた。

しかし、この仕組みは、社会保険診療報酬への上乗せが適切に反映されていないことや、医療機関ごとの仕入れの実態に対応できないことから、消費税負担が医療機関の経営を圧迫しており、医療機関の自助努力により地域医療提供体制が辛うじて維持されているのが実態である。

これは地域医療の最後のとりでとされる自治体病院も例外ではなく、病院経営に深刻な影響を及ぼし、地方財政を圧迫する要因にもなっている。

また、社会保険診療報酬は消費税非課税であるにもかかわらず、消費税相当分の上乗せ措置が行われていることは、患者、被保険者及び保険者に対し、患者負担や保険料として一定の負担を生じさせており不合理である。

このまま消費税率が引き上げられれば、社会保障の充実・維持を目的とする消費税率引き上げにより、むしろ地域医療提供体制の崩壊がもたらされる結果になりかねず、国民の健康を守るためには、この問題を早急に解消することが喫緊の重要課題である。

よって、国においては、将来にわたり安全・安心な医療制度を提供するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
規制改革担当大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連

子ども・子育て支援新制度に対する意見書

平成27年4月、「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が施行された。新制度では、消費税を財源に、保育の「量的拡大」及び「質の改善」を目指しているが、財源確保も含めていまだ十分とは言えない現状である。

よって、国においては、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るとする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、取り組みの一層の推進が図られるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 どの地域においてもひとしく安心して子育てができるよう、国の責任において新制度を円滑に施行するための財源を確保すること。
 - 2 保育所の運営については、保育士の配置基準・賃金水準のさらなる見直しなど、勤務環境や処遇の改善が図られるよう、必要な措置を講ずること。
 - 3 保育料など子育てに係る経済的負担の軽減策を講ずること。特に、多子世帯に対する保育料軽減については、所得制限を緩和するなど、拡充に努めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連